

○独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程

平成25年3月29日
住機規程第 32号

(中間省略)

令和7年12月5日 住機規程第60号改正

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 基本給（第4条―第6条）
- 第3章 諸手当（第7条―第9条の2）
- 第4章 給与の支給方法（第10条―第14条）
- 第5章 補則（第15条―第24条）

附則

第1章 総則

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の再雇用職員（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第2条第2項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

(給与の決定者)

第2条 理事長は、この規程に基づいて、再雇用職員の給与を決定し、これを支給する。

(給与の区分)

第3条 再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、通勤手当、勤勉手当及び寒冷地手当

第2章 基本給

(本俸)

第4条 再雇用職員の受ける本俸は、新たに再雇用職員として採用される際及び雇用

期間の更新（再雇用職員就業規則第6条に規定する雇用期間の更新をいう。以下同じ。）の都度、それぞれの職務及び役職に応じて決定する。

- 2 本俸の月額、再雇用職員それぞれの職務及び役職に応じて、次の各号に掲げるシニアアソシエイト職本俸表の等級及び勤務体制（再雇用職員就業規則第16条の適用を受ける勤務（以下「7時間20分勤務」という。））、再雇用職員就業規則第24条の2項第1項の適用を受ける勤務（以下「週4日勤務」という。）又は再雇用職員就業規則第24条の3第1項の適用を受ける勤務（以下「時短勤務」という。）をいう。以下同じ。）に応じた額とする。

- 一 シニアアソシエイト職本俸表（別表第1）
- 二 シニアアソシエイト職（補佐役）本俸表（別表第2）
- 三 シニアアソシエイト職（専門職）本俸表（別表第3）

- 3 前項の本俸表及び本俸表の等級の項の適用される再雇用職員の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第6条に規定する別表（シニアアソシエイト職に限る。）の定めるところによる。

（再雇用職員の本俸）

第5条 再雇用職員の本俸は、それぞれの職務と役職に応じて適用される前条第2項各号の本俸表において、新たに再雇用職員として採用される場合は退職日に適用されていた独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成19年住機規程第30号）第4条第2項各号における等級及び号俸と、雇用期間の更新をする場合は更新日の前日に適用されていた本俸表における等級及び号俸と、それぞれ同じ等級及び号俸とする。ただし、新たに再雇用職員として採用される場合は、再雇用職員として採用される前の能力及び実績を踏まえて1等級上位又は1等級下位の等級に格付することができるものとし、その場合における本俸の額は、次の各号に定めるところにより決定する。

- 一 1等級上位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の1等級上位の等級における号俸の額（同額がない場合は直近上位の号俸の額）に10,000円を加えた額に相当する同等級における号俸の額（同額の号俸の額がない場合は、直近下位の号俸の額）
- 二 1等級下位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表

の等級における号俸の額と同額の1等級下位の等級における号俸の額（同額がない場合は直近下位の号俸の額）から10,000円を減じた額に相当する同等級における号俸の額（同額の号俸の額がない場合は、直近上位の号俸の額）

- 2 前項の決定について必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。）がその都度定める。

（昇給）

第6条 再雇用職員は昇給しない。

第3章 諸手当

（役職手当）

第7条 役職手当は、独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号）第23条の2に規定する補佐役及び第23条の3に規定する特別専任並びに職種職位規程第7条に規定する専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト、専門シニアアソシエイト及び専門副シニアアソシエイトの職務を行う職にある者に対して支給する。

- 2 役職手当の月額、次の各号に掲げる役職に応じて、当該各号に定める額とする。

一 補佐役 60,000円

二 特別専任 10,000円

三 専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイト 30,000円

四 専門副シニアアソシエイト 20,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（特別都市手当）

第7条の2 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する再雇用職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額、本俸及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の12

二 大阪市 100分の9

三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6

四 広島市及び福岡市 100分の4

3 第1項に規定する地域に在勤する再雇用職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該再雇用職員が再雇用職員として当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該再雇用職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特給を支給する。ただし、当該再雇用職員が当該異動の日から3年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該再雇用職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後3年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（時間外勤務手当）

第8条 再雇用職員で時間外勤務（再雇用職員就業規則第19条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（再雇用職員就業規則第25条第1項に規定

する休日勤務をいう。以下同じ。)又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務(再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間(再雇用職員就業規則第24条の2第2項に規定する週4日勤務再雇用職員(以下単に「週4日勤務再雇用職員」という。)にあっては、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間、再雇用職員就業規則第24条の3第2項に規定する時短勤務再雇用職員(以下単に「時短勤務再雇用職員」という。)にあっては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間)の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。)を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- | | |
|---|----------|
| 一 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下この条において「深夜時間」という。)以外である時間外勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の125 |
| 二 勤務時間が深夜時間である時間外勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の150 |
| 三 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の135 |
| 四 勤務時間が深夜時間である休日勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の160 |
| 五 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務(再雇用職員就業規則第24条第4項に規定する日(以下「法定休日」という。)における休日勤務を除く。)のうち、前各号に掲げる勤務(法定休日における休日勤務を除く。)の合計時間(週4日勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計、時短勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合 | 100分の150 |

計が、それぞれ再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの時間を除く。次号において同じ。) が73時間に達した後に行われるもの

六 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務（法定 100分の175
休日における休日勤務を除く。）のうち、第1号から第4号
までに掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の
合計時間が73時間に達した後に行われるもの

七 1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務 100分の25

2 前項の規定にかかわらず、週4日勤務再雇用職員又は時短勤務再雇用職員が、再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあっては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）以外の日において、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間（時短勤務再雇用職員にあっては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間）と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの間の時間外勤務に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項5号中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、同項6号中「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及び特別都市手当のそれぞれの月額合計額（第9条の3の規定により寒冷地手当を支給される再雇用職員にあっては、毎月11月1日から翌年3月31日までの間は当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の規定を踏まえて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

（勤勉手当）

第9条の2 勤勉手当は、再雇用職員が6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額及び特別都市手当の月額の合計額に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤

務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第3条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第1条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月1日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。
- 3 基準日に在職する再雇用職員のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第3条第3項に規定する能力評定をいう。以下同じ。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。以下同じ。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。ただし、新たに再雇用職員として採用された年度の基準日における勤勉手当にあつては、当該年度の前年度の職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった上半期及び下半期の評定期間における能力評定の評語がいずれもS又はAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもC又はDであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給するものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、第5条第1項ただし書の規定により1等級上位又は1等級下位の等級に格付された再雇用職員には適用しない。
- 5 第1項の規定による支給を受ける再雇用職員で、基準日の直前に行われた能力評定（独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下この項において「人事考課実施規程」という。）第3条第3項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。）がAであったもの（当該基準日が独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下この項において「職員就業規則」という。）第46条の規定により再雇用された日後に最初に到来する基準日であるときは、職員就業規則第2条第1項に規定する職員として行われた当該能力評定の標語がS又はAであったもの）に対しては、40,000円を前各項の規定により支給される額に加算して支給する。ただし、第5条第1項ただし書の規定により1等級上位の等級に格付さ

れた再雇用職員にあっては、この限りでない。

- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(寒冷地手当)

第9条の3 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

第4章 給与の支給方法

(給与の支払)

第10条 再雇用職員の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その再雇用職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接再雇用職員に支払うものとする。

- 2 再雇用職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の支給日)

第11条 再雇用職員の本俸、役職手当、特別都市手当及び寒冷地手当（以下「本俸等」と総称する。）は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

- 2 再雇用職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。
- 3 再雇用職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 再雇用職員の勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第12条 月の初日以外の日において新たに採用した再雇用職員には、その日から本俸等を支給する。

- 2 月の初日以外の日において勤務体制の変更等により本俸の額に異動を生じた再雇用職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 3 再雇用職員が、再雇用職員就業規則第49条若しくは第50条の規定により退職し、又は再雇用職員就業規則第51条若しくは第52条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸等を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、新たに採用した再雇用職員及び退職し、又は解雇された再雇用職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第13条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外るとき（同条第1項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外るとき（同条第2項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、前項の規定により算出した本俸及び役職手当の額の合計額に第7条の2第2項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の非常時払)

第14条 再雇用職員が、支給定日前であっても、再雇用職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（勤勉手当を除く。）を支給する。

- 2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

第5章 補則

(欠勤者の給与)

第15条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第22条の規定による欠勤（以下「欠勤」と

いう。)をした場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、それぞれの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該再雇用職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、欠勤をした再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第16条 前条の規定にかかわらず、再雇用職員就業規則第56条第2項、第57条第4項又は第59条第2項の規定により出勤として取り扱われた再雇用職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第17条 再雇用職員就業規則第26条に規定する年次有給休暇、再雇用職員就業規則第32条に規定する特別有給休暇及び再雇用職員就業規則第38条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第18条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第34条及び第35条の規定による無給休暇を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、無給休暇を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた再雇用職員の給与)

第19条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第35条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は再雇用職員就業規則第36条の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた再雇用職員の給与)

第20条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第37条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等（第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患に

よる療養型の場合にあつては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあつては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その半額を支給する。

- 2 再雇用職員就業規則第37条第1項第2号の規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する。
- 3 療養型にあつては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。
- 4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（育児休業等を受けた再雇用職員の給与）

第21条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第39条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その配偶者（性別を問わず婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産した場合で、子の出生日から8週間以内に受けた最初の育児休業（出産後8週間以内に終了するものに限る。）であつて、当該育児休業の期間から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、同条第6項に規定する休日）を除いた日数が5日以内であるもの（以下「産後8週以内育児休業」という。）を受ける再雇用職員に対する本俸等は、全額を支給する。
- 3 育児休業を受けた再雇用職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額を調整することができる。
- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。
- 5 再雇用職員が再雇用職員就業規則第40条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該再雇用職

員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける再雇用職員及び育児短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(休職者の給与)

第22条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第45条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該再雇用職員に対する本俸及び特別都市手当は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

- 一 再雇用職員就業規則第45条第1号から第3号までに掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の80
- 二 再雇用職員就業規則第45条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の60
- 三 再雇用職員就業規則第45条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。

- 2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、役職手当は支給しない。
- 3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間の特別都市手当は、第7条の2第2項中「本俸及び役職手当」とあるのを「本俸」と読み替えて算出した額を支給する。
- 4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第23条 再雇用職員就業規則第63条第1項の規定により減給の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第23条の2 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

- 2 第8条第3項並びに第15条第1項第1号及び第2号に規定する1年間の勤務時間

は、算出事由発生時の勤務体制における4月1日から翌年の3月31日までの間の所定の勤務時間とする。

(端数計算)

第24条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成28年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

い。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表

の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られた再雇用職員の本俸の月額が、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「旧規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を下回る場合は、当該再雇用職員が在職の間は、旧規程第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を適用する。ただし、新規程第5条第1項ただし書の規定により1等級下位の等級に格付された再雇用職員並びに令和5年4月1日施行の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第3条第2項及び第3項に基づく再雇用職員については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則（令和4年住機規程第68号） （抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（適用）

- 3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第3の本俸表は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規

則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年住機規程第50号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（適用）

- 4 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和7年住機規程第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年2月4日から施行する。

（適用）

- 4 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の別表第1から第3までの規定（専門副シニアアソシエイトに関する規定を除く。）は、令和6年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行の日前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和7年住機規程第31号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年住機規程第60号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月5日から施行する。ただし、第2条及び第5条に掲げる規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下この項において「新再雇用職員給与規程」という。）第9条の2第5項及び第6項の規定は、令和7年12月1日から適用し、新再雇用職員給与規程別表第1から第3までの規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第4条の規定の施行の日前に既に独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をし、又は同章第3節の規定による解雇をされた再雇用職員に係る新再雇用職員給与規程別表第1から第3までの規定の適用にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

シニアアソシエイト職本俸表

Ⅰ 7時間20分勤務

(単位：円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	181,126	189,049	229,305	270,345	295,093	335,521	356,637
2	182,213	190,509	230,483	271,201	295,912	335,869	
3	183,299	191,971	231,660	272,056	296,731	336,217	
4	184,386	193,431	232,838	272,912	297,549	336,566	
5	185,472	194,891	234,015	273,767	298,368	336,913	
6	186,558	196,283	235,192	274,623	299,187	337,261	
7	187,645	197,674	236,370	275,479	300,006	337,609	
8	188,731	199,066	237,547	276,334	300,825	337,957	
9	189,818	200,456	238,725	277,190	301,644	338,305	
10	190,904	201,847	239,902	278,045	302,462	338,653	
11	191,990	203,239	241,079	278,900	303,281	339,001	
12	193,077	204,630	242,256	279,756	304,100	339,350	
13	194,163	206,021	243,433	280,612	304,919	339,697	
14	195,250	207,412	244,611	281,040	305,670	340,045	
15	196,336	208,803	245,788	281,467	306,421	340,393	
16	197,422	210,195	246,966	281,895	307,171	340,741	
17	198,509	211,586	248,143	282,323	307,922	341,089	
18	199,595	212,629	249,320	282,750	308,673	341,368	
19	200,682	213,672	250,498	283,178	309,423	341,646	
20	201,768	214,716	251,675	283,606	310,174	341,924	
21	202,854	215,759	252,853	284,034	310,925	342,203	
22	203,786	216,177	254,030	284,462	311,606		
23	204,717	216,594	255,069	284,890	312,289		
24	205,648	217,012	256,108	285,317	312,971		
25	206,579	217,429	257,147	285,745	313,654		
26	207,510	217,846	258,186	286,173	314,132		
27	208,442	218,263	259,225	286,600	314,609		
28	209,373	218,681	260,264	287,028	315,088		
29	210,304	219,098	261,302	287,456	315,565		
30	211,235	219,516	262,341	287,884	316,042		
31	212,166	219,933	263,380	288,312	316,520		
32	213,098	220,350	264,419	288,740	316,998		
33	214,029	220,767	265,458	289,167	317,475		
34	214,805	221,185	266,496	289,595	317,885		
35	215,581	221,602	267,536	290,023	318,294		
36	216,357	222,020	268,575	290,450	318,704		
37	217,133	222,437	269,613	290,878	319,113		
38	217,909	222,785	270,652	291,306	319,523		
39	218,685	223,132	271,691	291,733	319,932		
40	219,461	223,480	272,730	292,162	320,341		
41	220,237	223,828	273,769	292,590	320,751		
42	220,702	224,176	274,807				
43	221,168	224,524	275,846				
44	221,634	224,872	276,193				
45	222,099	225,219	276,539				
46	222,565	225,497	276,885				
47	223,030	225,776	277,232				
48	223,496	226,054	277,578				
49	223,962	226,332	277,925				
50	224,427	226,575	278,270				
51	224,893	226,784	278,583				
52	225,281	226,993	278,894				
53	225,669	227,201	279,206				
54	226,057	227,410	279,517				
55	226,445	227,619	279,794				
56	226,833	227,828	280,071				
57	227,221	228,036	280,348				
58	227,609	228,245	280,625				
59	227,997	228,453	280,902				
60	228,385	228,662	281,180				
61	228,773	228,871	281,318				

Ⅱ 週4日勤務又は時短勤務

(単位：円)

1	2	3	4	5	6	7
131,728	137,490	166,767	196,615	214,613	244,015	259,372
132,519	138,552	167,624	197,237	215,209	244,268	
133,308	139,615	168,480	197,859	215,804	244,521	
134,099	140,677	169,337	198,481	216,399	244,775	
134,889	141,739	170,193	199,103	216,995	245,028	
135,679	142,751	171,049	199,726	217,591	245,281	
136,469	143,763	171,905	200,348	218,186	245,534	
137,259	144,775	172,761	200,970	218,782	245,787	
138,049	145,786	173,618	201,593	219,377	246,040	
138,839	146,798	174,474	202,215	219,972	246,293	
139,629	147,810	175,330	202,836	220,568	246,546	
140,420	148,822	176,186	203,459	221,164	246,800	
141,209	149,833	177,042	204,081	221,759	247,052	
142,000	150,845	177,899	204,393	222,305	247,305	
142,790	151,857	178,755	204,703	222,852	247,559	
143,580	152,869	179,612	205,015	223,397	247,812	
144,370	153,881	180,468	205,326	223,943	248,065	
145,160	154,639	181,324	205,636	224,489	248,268	
145,951	155,398	182,180	205,948	225,035	248,470	
146,740	156,157	183,036	206,259	225,581	248,672	
147,530	156,916	183,893	206,570	226,127	248,875	
148,208	157,220	184,749	206,881	226,623		
148,885	157,523	185,505	207,193	227,119		
149,562	157,827	186,260	207,503	227,615		
150,239	158,130	187,016	207,815	228,112		
150,916	158,433	187,772	208,126	228,460		
151,594	158,737	188,527	208,436	228,807		
152,271	159,041	189,283	208,748	229,155		
152,948	159,344	190,038	209,059	229,502		
153,625	159,648	190,793	209,370	229,849		
154,303	159,951	191,549	209,681	230,196		
154,980	160,255	192,305	209,993	230,544		
155,657	160,558	193,060	210,303	230,891		
156,222	160,862	193,815	210,615	231,189		
156,786	161,165	194,572	210,926	231,487		
157,351	161,469	195,327	211,236	231,785		
157,915	161,772	196,082	211,548	232,082		
158,479	162,025	196,838	211,859	232,380		
159,044	162,278	197,593	212,169	232,678		
159,608	162,531	198,349	212,481	232,975		
160,172	162,784	199,105	212,793	233,273		
160,511	163,037	199,860				
160,849	163,290	200,615				
161,188	163,543	200,868				
161,527	163,796	201,119				
161,865	163,998	201,371				
162,204	164,201	201,623				
162,543	164,403	201,875				
162,881	164,605	202,127				
163,220	164,782	202,378				
163,559	164,934	202,606				
163,841	165,086	202,832				
164,123	165,237	203,059				
164,405	165,389	203,285				
164,687	165,541	203,487				
164,969	165,693	203,688				
165,252	165,844	203,889				
165,534	165,996	204,091				
165,816	166,148	204,292				
166,098	166,300	204,495				
166,380	166,452	204,595				

別表第2 (第4条関係)

シニアアソシエイト職（補佐役）本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位：円)

等級 号俸	5	6	7
1	358,327	407,419	458,533
2	359,321	407,841	
3	360,316	408,264	
4	361,310	408,687	
5	362,304	409,108	
6	363,299	409,532	
7	364,293	409,954	
8	365,288	410,377	
9	366,282	410,799	
10	367,276	411,222	
11	368,270	411,644	
12	369,265	412,067	
13	370,259	412,489	
14	371,171	412,912	
15	372,082	413,335	
16	372,994	413,757	
17	373,905	414,180	
18	374,817	414,518	
19	375,728	414,855	
20	376,640	415,194	
21	377,551	415,532	
22	378,379		
23	379,208		
24	380,037		
25	380,865		
26	381,446		
27	382,026		
28	382,606		
29	383,186		
30	383,766		
31	384,345		
32	384,926		
33	385,506		
34	386,003		
35	386,500		
36	386,997		
37	387,495		
38	387,992		
39	388,489		
40	388,986		
41	389,483		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位：円)

等級 号俸	5	6	7
1	260,601	296,305	333,479
2	261,324	296,612	
3	262,048	296,919	
4	262,771	297,227	
5	263,494	297,533	
6	264,217	297,841	
7	264,940	298,148	
8	265,664	298,456	
9	266,387	298,763	
10	267,110	299,071	
11	267,833	299,377	
12	268,556	299,685	
13	269,279	299,992	
14	269,943	300,300	
15	270,605	300,607	
16	271,268	300,914	
17	271,931	301,222	
18	272,594	301,468	
19	273,257	301,713	
20	273,920	301,959	
21	274,583	302,205	
22	275,185		
23	275,788		
24	276,391		
25	276,993		
26	277,415		
27	277,837		
28	278,259		
29	278,681		
30	279,103		
31	279,524		
32	279,946		
33	280,368		
34	280,729		
35	281,091		
36	281,452		
37	281,815		
38	282,176		
39	282,537		
40	282,899		
41	283,260		

別表第3 （第4条関係）

シニアアソシエイト職（専門職）本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位：円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	203,767	213,013	262,063	308,966	337,249	383,453	407,585
2	204,989	214,658	263,409	309,944	338,185	383,850	
3	206,212	216,305	264,754	310,922	339,121	384,248	
4	207,434	217,950	266,100	311,899	340,056	384,646	
5	208,656	219,596	267,446	312,877	340,992	385,043	
6	209,878	221,164	268,791	313,854	341,928	385,442	
7	211,100	222,731	270,137	314,833	342,864	385,839	390,452
8	212,323	224,299	271,482	315,810	343,800	386,237	
9	213,545	225,866	272,828	316,788	344,736	386,634	
10	214,767	227,434	274,174	317,766	345,671	387,032	
11	215,989	229,002	275,519	318,743	346,607	387,430	
12	217,211	230,569	276,864	319,722	347,543	387,828	
13	218,434	232,137	278,210	320,699	348,479	388,225	390,770
14	219,656	233,704	279,555	321,188	349,338	388,623	
15	220,878	235,271	280,901	321,677	350,195	389,021	
16	222,100	236,839	282,246	322,166	351,053	389,418	
17	223,322	238,406	283,592	322,654	351,910	389,816	
18	224,545	239,582	284,938	323,143	352,769	390,134	
19	225,767	240,758	286,283	323,632	353,626	390,452	391,089
20	226,989	241,934	287,629	324,122	354,485	390,770	
21	228,211	243,109	288,974	324,610	355,342	391,089	
22	229,259	243,579	290,320	325,099	356,122	391,089	
23	230,306	244,050	291,507	325,588	356,902		
24	231,354	244,520	292,694	326,077	357,682		
25	232,402	244,990	293,882	326,566	358,462		
26	233,449	245,461	295,070	327,054	359,008		
27	234,497	245,930	296,257	327,543	359,554		360,100
28	235,544	246,401	297,444	328,032	360,100		
29	236,592	246,871	298,631	328,521	360,646		
30	237,640	247,342	299,818	329,010	361,191		
31	238,687	247,812	301,006	329,499	361,737		
32	239,735	248,282	302,193	329,988	362,283		
33	240,782	248,752	303,380	330,477	362,829	363,297	
34	241,655	249,222	304,567	330,966	363,297		
35	242,528	249,693	305,755	331,454	363,765		
36	243,401	250,163	306,942	331,943	364,233		
37	244,274	250,634	308,130	332,432	364,701		
38	245,147	251,025	309,317	332,921	365,169	365,637	
39	246,020	251,417	310,504	333,410	365,637		
40	246,893	251,809	311,691	333,899	366,104		
41	247,766	252,201	312,878	334,388	366,572		
42	248,290	252,593	314,066	334,388	366,572		
43	248,814	252,985	315,253				
44	249,338	253,377	315,649				
45	249,862	253,768	316,045				
46	250,385	254,082	316,440				
47	250,909	254,395	316,836				
48	251,433	254,709	317,232	317,628	366,572		
49	251,957	255,022	317,628				
50	252,481	255,296	318,023				
51	253,004	255,531	318,380				
52	253,441	255,766	318,736				
53	253,877	256,002	319,092				
54	254,314	256,237	319,448	321,031	366,572		
55	254,750	256,472	319,765				
56	255,187	256,707	320,082				
57	255,623	256,942	320,398				
58	256,060	257,178	320,714				
59	256,496	257,412	321,031				
60	256,933	257,647	321,348	321,506	366,572		
61	257,369	257,882	321,506				

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位：円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7		
1	148, 194	154, 919	190, 591	224, 703	245, 272	278, 875	296, 425		
2	149, 083	156, 115	191, 570	225, 414	245, 953	279, 164			
3	149, 972	157, 313	192, 548	226, 125	246, 633	279, 453			
4	150, 861	158, 509	193, 527	226, 836	247, 313	279, 743			
5	151, 750	159, 706	194, 506	227, 547	247, 994	280, 031			
6	152, 639	160, 847	195, 484	228, 257	248, 675	280, 321			
7	153, 527	161, 986	196, 463	228, 969	249, 356	280, 610	280, 900		
8	154, 417	163, 127	197, 441	229, 680	250, 036	280, 900			
9	155, 305	164, 266	198, 420	230, 391	250, 717	281, 188			
10	156, 194	165, 407	199, 399	231, 103	251, 397	281, 478			
11	157, 083	166, 547	200, 377	231, 813	252, 078	281, 767			
12	157, 972	167, 687	201, 356	232, 525	252, 759	282, 057		282, 345	
13	158, 861	168, 827	202, 335	233, 236	253, 439	282, 345			
14	159, 750	169, 967	203, 313	233, 591	254, 064	282, 635			
15	160, 639	171, 106	204, 292	233, 947	254, 687	282, 924			
16	161, 527	172, 247	205, 270	234, 303	255, 311	283, 213			
17	162, 416	173, 386	206, 249	234, 657	255, 935	283, 503	283, 734		
18	163, 305	174, 241	207, 228	235, 013	256, 559	283, 734			
19	164, 194	175, 097	208, 206	235, 369	257, 183	283, 965			
20	165, 083	175, 952	209, 185	235, 725	257, 807	284, 196			
21	165, 972	176, 807	210, 163	236, 080	258, 431	284, 428			
22	166, 734	177, 148	211, 142	236, 436	258, 998	258, 998		258, 998	
23	167, 495	177, 491	212, 005	236, 791	259, 565				
24	168, 257	177, 833	212, 868	237, 147	260, 132				
25	169, 020	178, 175	213, 732	237, 503	260, 700				
26	169, 781	178, 517	214, 596	237, 857	261, 097				
27	170, 543	178, 858	215, 460	238, 213	261, 494		261, 494		261, 494
28	171, 305	179, 201	216, 323	238, 569	261, 891				
29	172, 067	179, 543	217, 186	238, 924	262, 288				
30	172, 829	179, 885	218, 049	239, 280	262, 684				
31	173, 591	180, 227	218, 913	239, 636	263, 081				
32	174, 353	180, 569	219, 777	239, 991	263, 479	263, 479		263, 479	
33	175, 114	180, 911	220, 640	240, 347	263, 876				
34	175, 749	181, 252	221, 503	240, 703	264, 216				
35	176, 384	181, 595	222, 367	241, 057	264, 556				
36	177, 019	181, 937	223, 231	241, 413	264, 897				
37	177, 654	182, 279	224, 095	241, 769	265, 237		265, 237		265, 237
38	178, 289	182, 564	224, 958	242, 124	265, 577				
39	178, 924	182, 849	225, 821	242, 480	265, 918				
40	179, 559	183, 134	226, 684	242, 836	266, 257				
41	180, 193	183, 419	227, 548	243, 191	266, 598				
42	180, 575	183, 704	228, 412	243, 191	266, 598				
43	180, 956	183, 989	229, 275						
44	181, 337	184, 274	229, 563						
45	181, 718	184, 559	229, 851						
46	182, 098	184, 787	230, 138						
47	182, 479	185, 015	230, 426						
48	182, 860	185, 243	230, 714	231, 002	266, 598		266, 598		
49	183, 241	185, 471	231, 002						
50	183, 623	185, 670	231, 289						
51	184, 003	185, 841	231, 549						
52	184, 321	186, 012	231, 808						
53	184, 638	186, 183	232, 067						
54	184, 956	186, 354	232, 326	233, 477	266, 598		266, 598		
55	185, 273	186, 525	232, 556						
56	185, 591	186, 696	232, 787						
57	185, 908	186, 867	233, 017						
58	186, 225	187, 039	233, 247						
59	186, 543	187, 209	233, 477						
60	186, 860	187, 380	233, 708	233, 823			233, 823		
61	187, 177	187, 551	233, 823						